

「接触の禁止」又は「接近の制限」命令の具体的な内容は、直ぐにインターネットの使用にも適用される。しかしながら、ネットいじめが直接的な接触ではなく、差し迫った脅威ではないものの、被害者の名誉を傷つけるために被害者の噂が吹聴されているという状況では、これらの禁止令は適用されない。この場合、被害者は名誉毀損で訴えることができる。カナダ法曹協会ブリティッシュコロンビア州支部（The Canadian Bar Association BC Branch : CBABC）は、名誉毀損を以下のように説明している。「名誉毀損」とは、個人の名誉を傷つけ得るその個人に関する情報の伝達を意味する。この情報伝達は、渦中の個人に対してだけではなく、他者にも伝えられていなければならない。口頭で伝えられる場合、その名誉毀損は「中傷」と呼ばれる。文章で伝えられる場合、「誹謗」と呼ばれる。名誉毀損はジェスチャーで行われる場合もある。これは、中傷の一種である。

カナダでは、他者にも共有されない限り、そのような情報伝達は名誉毀損とみなされない、とCBABCは指摘する。つまり、ネットいじめの加害者が、被害者だけに繰り返し悪質、屈辱的又は軽蔑的なコメントをメールで送っている場合、それは法的には名誉毀損とみなされない。しかしながら、それは間違いなく、ネットいじめの定義に当てはまる。更に、いじめの加害者は軽蔑的なコメントに加え、仲間外れ等、別の形のいじめも合わせて行う可能性があるが、それについても名誉毀損で訴えることはできない。

いじめの被害者は、特に、被害者自身やその家族が差し迫った危険に曝されているという恐怖を感じている場合、カナダのハラスマント刑法<sup>721</sup>の下で告発することも可能である。

いずれの人物も、法的な権威なく、別個人が悩まされていることを知りながら、あるいは、その個人が悩まされているかも考えず、あらゆる状況において、別個人又はその人が知る人物の安全が脅かされていると妥当に感じられるような行為を行ってはならない。

禁止行為には、別の個人やその個人の知人の後を度々追いまわす以下のような行為が含まれる。

- ・別個人又はその個人を知る人物と、度々、直接又は間接的に接触する。
- ・別個人又はその個人を知る人物の自宅、又は生活、作業、仕事又はたまたま居合わせる場所に繰り返し押しかける又はそのような場所を観察する。

---

<sup>721</sup> <http://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/C-46/section-264.html>

- ・別個人又はその家族に対し、脅迫的な行為を行う。

しかし、この種のケースは証明が非常に難しいことも考えられる。大抵のネットいじめは繰り返し行為によるものだが、いじめの加害者の条件とされる、意図をもってその行為に及んだことを証明することは、必ずしも容易でないからである。冗談やいたずら等とみなされるかどうかに関わらず、特に未成年者の名誉毀損の訴えでは、実質的な危害を加えるつもりではなかったと異議を唱えられてしまうことがほとんどであり、陪審員はそれを信じる傾向にある。直接的なネットいじめのケースでは、特に、その行為が度々繰り返される悪意の高いものである場合、ストーカー又は嫌がらせとして起訴する方が簡単である。例えば、教師をからかうことを目的としたMySpaceページを作成するといった間接的なネットいじめの場合、加害者の条件であるストーカーや嫌がらせ行為の意図を証明することは更に難しくなるだろう。アルバートローレビューよると、問題の一部は、民事法や刑法が情報技術の進歩に追いついていないことがある。ネットいじめに対処するための新しい法律が必要な状況になってきているとも考えられる。

いじめやネットいじめの問題は増加しており、それに対処するためにすでにいくつかの対策が講じられている。ネットいじめの被害者がまず得られる初期支援の一つは、被害者の学校、大学又は職場に解決を求めることがある。

多くの大学や職場では方針が設けられており、この問題に対応するために教育法を厳しく運用し始めている自治体もある。例えば、2008年にオンタリオ州では、教育法に対する212修正法案<sup>722</sup>が可決された。それにより、この法律において、懲戒処分の事由にいじめも含まれることとなった。ニューブランズウィック州でも、公立学校制度における非行に関する同様の法律が可決された。肯定的な学習及び作業環境政策では、「重大な違法行為」の条項下にネットいじめに関する記載が直接盛り込まれている。

---

<sup>722</sup> [http://www.ontla.on.ca/bills/bills-files/38\\_Parliament/Session2/b212ra.pdf](http://www.ontla.on.ca/bills/bills-files/38_Parliament/Session2/b212ra.pdf)

( h ) PREVNet

図 188 PREVNet



(出典:同ウェブ)

PREVNet<sup>723</sup>は、いじめ等の撲滅のために、カナダの大学17校の研究者23名、NGO34団体及びその他協力団体の協働を目的として2006年に設立された。PREVNetは、NGO及び政府と情報を共有、いじめを査定、いじめ及びネットいじめに関する指針を策定するための科学的背景のある情報を基に、戦略の計画、実行により、カナダの子供及び青少年に安全で健康的な環境をもたらす活動を行っている。

PREVNet開設以前は、地域、州及び国レベルで、様々ないじめ防止活動が個別に行われていた。しかし、PREVNet設立後は、全国レベルのネットワークとして、認識を拡大し、研究能力を高め、いじめ問題を査定し、カナダ全土におけるプログラムと効果的な指針を推進するため、研究者と国の組織を協働へと導きつつある。

( i ) 子供ヘルプ電話 ( Kids Help Phone<sup>724</sup> )

子供ヘルプ電話 ( Kids Help Phone ) では、カナダのあらゆるコミュニティの子供、10代の青少年及び若い大人が、365日24時間オンライン又は電話で専門のカウンセラーに相談することができる。彼らの使命は、テクノロジーを用いたコミュニケーション手段による匿名かつ親密な専門カウンセリング、照会及び英語とフランス語での情報提供を通じ、カナダの子供と青少年の健康な生活を改善することである。

<sup>723</sup> <http://www.prevnet.ca/>

<sup>724</sup> <http://www.kidshelpphone.ca/Kids/Home.aspx>

図 189 Kids Help Phone



(出典:同ウェブ)

( j ) カナダ赤十字社 ( Red Cross<sup>725</sup> )

カナダ赤十字社 ( Red Cross ) は、カナダ及び世界における人道的な力を動員することで、弱者の人生を改善することを目的としている。ビヨンド・ハート ( Beyond the Hurt ) プログラムは、青少年と大人にいじめを認識し、対処し、予防する方法を教えるものである。

図 190 Red Cross



(出典:同ウェブ)

( k ) WITSプログラム ( WITS Program<sup>726</sup> )

WITSプログラム ( WITS Programs ) は、子供たちがいじめと虐待に対処できる環境を作り出すために学校、家族及び地域社会を協働へ導くためのプログラムである。The WITSという略語は、ランプソン・ストリート小学校で1993年にジュディ・スティーブンソン校長が生徒たちに争いを解決するために教え始めた4つの簡単な行動の頭文字から取られている。それらは、 その場を離れる、 無視する、 他の人に話す、

<sup>725</sup> <http://www.redcross.ca/what-we-do/violence,-bullying-and-abuse-prevention/youth/bullying>

<sup>726</sup> <http://www.witsprogram.ca/about-us/#sthash.RPrI8gen.dpuf>

助けを求める、の4つである。これらは教師、カウンセラー及び学校関係者により熱心に採用され、すぐに「WITSを使おう（using your WITS）」は、ブリティッシュコロンビア州エスカイマルトの学校で合言葉となった。それらの効果を認識した学校と警察の担当者は、その適用範囲を広げ、1997年には地元の運動選手グループと法執行担当者と共に、ロック・ソリッド財団（Rock Solid Foundation<sup>727</sup>）を立ち上げた。その使命は、子供と青少年への暴力を防ぐプログラムを提供することである。

図 191 WITS Program



(出典:同ウェブ)

#### （Ⅰ）現状と課題

教師、親、警察、法律家及び政治家といった社会の様々なグループからネットいじめに対しての法制定の要請が高まり、新しい法律とより厳しい罰則を求める状況となってきた。例えば、2010年に、カナダ国内の警察の大半を代表するカナダ警察委員連盟は、公にネットいじめへのより厳しい罰則を求めた。しかし、既存の法律がすでにネットいじめに対処しており、新しい法律は不要だとみなす他の組織からの抵抗にあった。反対派は、そうした法律が不要であるのみならず、実際に個人の言論の自由を侵す可能性があるとみなしている。例えば、前述したウェブ上で教師たちを中傷したかどで逮捕された生徒たちは、教師を傷つけるつもりはなく、また彼らには意見を表明する権利があると主張した。また、実際に、自由の一部を剥奪される形で学生が懲戒された件では、学校の学生団体は、彼の思いを口にする権利を擁護するデモを起こした。

<sup>727</sup> <http://www.rocksolid.bc.ca/>

## ウ 児童売春等の青少年を性的行為に誘引する行為

子供たちをインターネット上での性的搾取から保護するためのカナダ国家戦略は、2004年に開始され、関係部局を通じ、提供、拡張されてきた。5年間の間、戦略はインターネット上で子供たちを保護するための広範かつ組織されたアプローチを確保し、テクノロジーを利用する者がそれらをよりよく活用するための活動資金として、4,300万カナダドルを拠出した。

### (a) 児童売春等の青少年を性的行為に誘引する行為に関する法律、規制及びその監督官庁、関係団体

2002年に、カナダ刑法が改正され、「インターネット上で性的犯罪を目的として子供たちと交信することは違法である」とすることにより、18歳以下の個人への誘惑が犯罪として規定された。これに従い、警察は、改定後の法律を基に発覚した子供の誘惑事件の情報収集及び報告を開始した。

### (b) 児童インターネット安全連盟 (Kids Internet Safety Alliance : KINSA<sup>728</sup>)

児童インターネット安全同盟 (KINSA) は、インターネット上の子供への性的虐待へ対応するために創設され、また同時に子供と青少年がテクノロジーを利用する上のポジティブ、創造的で想像をかきたてる方法をサポートし、働きかけを行っている。KINSAの活動は、支援活動、啓蒙、研修及び研究を中心に行われており、インターネットの安全教育プログラムとして、KINSAパートナーと子供向けエンターテイメント企業が子供と青少年のための情報源を作るプログラム、Surf Smartを実施している。KINSAはまた、最新技術、調査方法及び情報源を提供し、世界中の法執行を支援するため、IT業界、法執行、刑事告発及び法制定の専門家からなるネットワークを組織している。

図 192 Kids Internet Safety Alliance



(出典:同ウェブ)

<sup>728</sup> <http://www.kinsa.net/home>

### (c) コミット・ツー・キッズ (Commit to Kids<sup>729</sup>)

コミット・ツー・キッズ (Commit to Kids) は、カナダ子供保護センターの子供関連組織での性的虐待発生を予防するための段階的プランを提供するプログラムである。

図 193 Commit to Kids



(出典:同ウェブ)

### エ 児童ポルノ

児童ポルノは、成人のポルノに関する問題とは異なり、児童ポルノの制作に児童が参加することと、児童ポルノに児童が接することという別の問題点がある。成人の場合、ポルノ制作に関与したりそれを鑑賞したりすることについて選択できると考えられるのに対して、児童の場合、そうした行為に対する状況を理解したうえでの同意はできないとみなされる。これらの理由から児童の利用は違法とすべきであり、児童が関係する性的に露骨な表現のすべては猥褻とみなすべきであると主張する者もいる。

児童ポルノに関する違反には4つの形態がある。 児童ポルノの所持、 アクセス、 頒布（利用できるようにすること）及び 制作である。

児童ポルノに関する法律としては刑法163.1<sup>730</sup>がある。

本条において「児童ポルノ」とは、方法が電子的であるか機械的であるかを問わず、写真、フィルム、ビデオ等の視覚的表現であり、18歳未満の人又は18未満として描写されている人が、性的に露骨な行為をしているか、しているものとして描写されてい

<sup>729</sup> <http://www.prioritejeunesse.ca/app/en/>

<sup>730</sup> <http://www.canlii.org/en/ca/laws/stat/rsc-1985-c-c-46/latest/rsc-1985-c-c-46.html#sec163.1>

る場面を提示し、もしくはその主要な特徴が、性的な目的での18歳未満の人の性器又は肛門部の描写であるもの、本法に基づき犯罪となる18歳未満の人との性的行為を支持又は推奨する著作物、視覚的表現又は録音、その主要な特徴が、18歳未満の人との性的行為についての性的な目的での描写である著作物、18歳未満の人との性的行為についての性的目的での描写、表出又は表現を主要な特徴として有する録音をいう。

児童ポルノを制作、印刷もしくは発表し又は発表目的で所持するすべての者は、最低刑を1年の拘禁とする10年以下の拘禁刑又は陪審によらずに裁かれる、最低刑を6ヶ月の拘禁とする2年未満の拘禁刑に処される。

児童ポルノを送信し、利用できるようにし、頒布、販売、宣伝もしくは輸出入するか又は送信し、利用できるようにし、頒布、販売、宣伝もしくは輸出する目的で所持するすべての者は、最低刑を1年の拘禁とする10年以下の拘禁刑又は陪審によらずに裁かれる、最低刑を6ヶ月の拘禁とする2年未満の拘禁刑に処される罪に処される。

児童ポルノを所持するすべての者は、最低刑を6ヶ月の拘禁とする5年以下の拘禁刑に処される罪又は陪審によらずに裁かれる、最低刑を90日の拘禁とする18ヶ月以下の拘禁刑に処される。

児童ポルノにアクセスしたすべての者、最低刑を6ヶ月の拘禁とする5年以下の拘禁刑に処される罪又は陪審によらずに裁かれる、最低刑を90日の拘禁とする18ヶ月以下の拘禁刑に処される罪に処される。

#### (a) ストップ・セックス・ウィズ・キッズ (Stop sex with kids<sup>731</sup>)

児童の性的搾取に取り組むマニトバ計画の一部であるストップ・セックス・ウィズ・キッズ (The Stop Sex with Kids) キャンペーンは、性目的の人身売買による児童の搾取に対する認識を高めるような活動を実施している。2010年4月28日に始まる第3段階は、児童を保護するために大人を参加させ、大人に自分の役割を果たさせる行動喚起の運動である。

---

<sup>731</sup> [http://www.stopsexwithkids.ca/app/en/about\\_us](http://www.stopsexwithkids.ca/app/en/about_us)

図 194 Stop sex with kids



(出典:同ウェブ)

(b) ニード・ヘルプ・ナウ (Need Help Now<sup>732</sup>)

ニード・ヘルプ・ナウ (Needhelpnow) は、性的な写真やビデオで影響を受た青少年に、状況に対処するためにとれる具体的な措置を提供することである。そこには、イメージ、ビデオの削除を要請するために行うウェブサイト、オンラインサービスへの連絡、安全な大人を関与させるための助言、セルフケアの大切さ、及び物事が行きすぎた場合の認識に関する情報が含まれている。ウェブサイトでは、コンテンツの削除を要請する連絡をウェブサイトに行うときに伝えるべき情報、クレームのテンプレート、有名なウェブサイトに連絡するためのステップ・バイ・ステップの情報を提供している。

図 195 Need Help Now



(出典:同ウェブ)

(c) インターネット・サービス提供者による児童ポルノの強制通報を考慮する法律<sup>733</sup>

本法は、インターネット・サービスを公共に提供する者に対して、児童ポルノを公衆が入手できるインターネット・アドレスを知らされた場合又は自己のインターネット・サービスが児童ポルノに関する犯罪に利用されているか、もしくは利用されてい

<sup>732</sup> <https://needhelpnow.ca/app/en/>

<sup>733</sup> <http://laws-lois.justice.gc.ca/PDF/I-20.7.pdf>

たと信じる合理的な根拠がある場合に報告義務を課している。本法において、報告義務の不履行は犯罪になる。

## 法律概要

### ・ インターネット・アドレス報告義務

インターネット・サービスを公に提供する過程で、児童ポルノが一般市民に入手可能となるようなインターネットプロトコルアドレス（IPアドレス）又はユニフォームリソースロケーター（URL）の通知を受けた場合、当該人物は当該IPアドレス又はURLを、規制に準じ実行可能な限り迅速に、規制により指定された団体に報告を行わなければならない。

### ・ 警察官への通知義務

インターネット・サービスを一般市民に提供する者が、インターネット・サービスが児童ポルノ違反を犯している又は犯していたと信じるに足る合理的根拠を有する場合、当該人物は、規制に準じ実行可能な限り迅速に、警官又はその他治安を保護し維持するために働く者に当該事実を通知しなければならない。

### ・ コンピュータデータの保存

通知を行う人物は、当該通知を行った日から21日間、自身が保有又は管理する当該通知に関連するすべてのコンピュータデータを保存しなければならない。

### ・ 児童ポルノを探し出さないこと

本法令は、児童ポルノを探し出すよう求めたり、その権限を付与したりするものではない。

### ・ 違反

違反を故意に犯すすべての人物は、以下の罪に問われる。

個人の場合、

- ・最初の違反については、1,000ドル以下の罰金。
- ・二度目の違反については、5,000ドル以下の罰金及び
- ・それ以降違反の度に、10,000ドル以下の罰金又は6ヶ月以下の懲役又はその両方。

その他の場合、

- ・最初の違反については、10,000ドル以下の罰金。
- ・二度目の違反については、50,000ドル以下の罰金及び

- ・それ以降の違反の度に、100,000ドル以下の罰金

#### オ リベンジポルノ

リベンジポルノに関して、これまでには、刑法の、「のぞき、盗撮 (voyeurism)（刑法162<sup>734</sup>）」、「公衆わいせつ (obscene publication)（刑法163<sup>735</sup>）」、「ハラスメント (criminal harassment)（刑法264<sup>736</sup>）」、「誹謗・中傷 (defamatory libel)（刑法298～300<sup>737</sup>）」を事件の状況に応じて適用していた。

しかし、2014年12月に、新たにリベンジポルノを対象とした法案( 法案13<sup>738</sup> )が提案、オンライン犯罪からカナダ人を守る法令 ( Protecting Canadians from Online Crime Act<sup>739</sup> )として、可決され( 12月9日 )、刑法162.1として、インターネットを利用して、本人の承認なしに、ポルノ的なイメージを広めた者に対して、最大5年の拘禁刑を課すことが可能となった。

#### カ 現在検討中の青少年のネット利用環境に関する新しい政策・規制とその背景

過去に検討された、もしくは、検討中（立法過程にあるものも含む）の政策・規制としては以下がある。

##### (a) 子供をインターネット犯罪より守る法律 (The Protecting Children from Internet Predators Act)

子供をインターネット犯罪より守る法律 (The Protecting Children from Internet Predators Act : 公式なタイトルはBill C-30)は、もとは合法アクセス法( Lawful Access Act )として、第41回議会中、2012年2月14日に、ステファン・ハーパー( Stephen Harper )保守政権により提出された、カナダの刑法への改定案である。

本法案は当局に新しい権力を付与し、リアルタイムでカナダ人のデジタル活動を監視、追跡することができ、ISPに自身の顧客についての情報を記録し、要請があれば提出するように求めるものであり、強制的に個人の電子情報に、許可証を必要とせずに、遠隔でアクセスできるようにするものである。

<sup>734</sup> <http://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/C-46/section-162-20051101.html> ( 基準日2014年12月1日 )

<sup>735</sup> <http://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/C-46/page-79.html#h-58> ( 基準日2014年12月1日 )

<sup>736</sup> <http://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/C-46/section-264.html> ( 基準日2014年12月1日 )

<sup>737</sup> <http://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/C-46/page-154.html#h-90> ( 基準日2014年12月1日 )

<sup>738</sup> <http://www.parl.gc.ca/HousePublications/Publication.aspx?Language=E&Mode=1&DocId=6830553> ( 基準日2015年1月6日 )

本法案は、そのタイトルを除いて、子供やインターネット性犯罪者に言及していないかったことから、「聞こえのいいタイトル」は法案の内容と関係がなく、単に「法律を一般市民に売る」ために採用したとの批判が上がった。そのため、本法案に対しカナダ国内で広く反対の声が上がり、政府は最終的に、当該反対を理由に、本法案を2013年に取り下げた。カナダの自由党及び進歩保守党いずれにおいても、過去に似たような法律案は成立したことがないのが現状である。

(b) オンラインヘイト・カナダ法 (Online Hate and Canadian Law)

いくつかの形のヘイトスピーチを禁止する連邦法が、カナダの刑法、カナダの権利と自由憲章、一括法、放送法、移民法で概要が示されている。しかしオンラインでのヘイトスピーチに適用されるであろうさまざまな法律がいくつもあることで、憎しみに満ちた行為の定義や表現の自由についての矛盾する判決が下る可能性がある。更に、一体どのスピーチのタイプがこの法律に服するかという点についてのかなりの論争が存在する。

(c) スパムと戦う法律 (Anti-Spam Legislation<sup>740</sup>)

望まれない電子メール (e-mail)、携帯メールのメッセージ、そのほか様々な電子メッセージは迷惑であり、詐欺や有害ソフトを持ち込むために使われうることもあり得る。しかし多くのビジネスでは、さまざまな電子的手段を通して製品やサービスを合法的に宣伝し、求められていない商業的な電子メッセージを送ることは、完全にビジネスの方法として普通に受け入れられるようになってきている。このような状況下、カナダは公式にアンチスパムの法律<sup>741</sup>を2010年の年末に制定した(2014年7月1日に始めて施行)。これは、詐欺的な形のスパムを止めることが意図されたと思われるが、電子メッセージを送るすべてのビジネスに大いに影響を与えると思われる。ほとんどのビジネスにとって、その法律の重大な側面は次の点である。

- ・ 電子的メッセージを送るためにには同意が必要で、そのメッセージの形式の点に一定の必要条件が課される。(2013年の7月1日に施行)。
- ・ 同意なしで、ユーザーのシステムにコンピュータプログラムをインストールすることを禁止。(2015年1月15日に施行予定)。

---

<sup>739</sup> [http://laws-lois.justice.gc.ca/eng/annualstatutes/2014\\_31/page-1.html](http://laws-lois.justice.gc.ca/eng/annualstatutes/2014_31/page-1.html) (基準日2015年1月6日)

<sup>740</sup> <http://fightspam.gc.ca/eic/site/030.nsf/eng/home>

<sup>741</sup> Soloway Wright Lawyers, 「What you need to know about the new Canada Anti-Spam Law」  
[http://www.cla.ca/Content/ContentFolders/NewsReleases/2014/What\\_You\\_Need\\_to\\_Know\\_About\\_New\\_Canada\\_Anti-Spam\\_Legislation-April\\_24\\_2014.pdf](http://www.cla.ca/Content/ContentFolders/NewsReleases/2014/What_You_Need_to_Know_About_New_Canada_Anti-Spam_Legislation-April_24_2014.pdf) (基準日2014年12月1日)

- ・ 法律に違反した結果損害を被った人に対して、個人で訴える権利を創設する。( 2017 年7月1日に施行予定 )。

( d ) 何がカナダにできるか ( What Canada can do? <sup>742</sup> )

近年の多くの連邦法と州法の改善により、カナダは児童の性的犯罪等において様々な取り組みを行っている。それは児童の権利についての国連条約と児童の売買、ポルノ、売春についての選択議定書の下での国際的な義務と一致している。

更に、カナダの子供を守るために、ユニセフ ( UNICEF ) が考えるカナダがすべきことは以下のとおりである。

- ・ すべてのカナダの青少年に適切で正確で有用な情報を提供し、オンラインでの選択とリスク管理の方法を伝える。また、青少年は以下のような情報を必要としている。
  - ・ プライバシーと保護についてのオンラインの情報にアクセスする権利
  - ・ 具体的なリスクがどのようなもので、どのようにそれを避け、管理するか。
  - ・ 自分を守り他人を尊重するために、責任あるやり方でどのようにオンラインで行動するか。
  - ・ 問題に遭遇した場合どうするか、具体的な知識を得ること（使いやすく簡単に手に入るホットボタンのレポート等）。
  - ・ 仲間をサポートする方法。
- ・ 保護的な立法が、児童の権利の影響評価と共に、確実に発展すること。その評価はオンラインでの児童の実際の危険を考慮にいれ、児童のオンラインでの行動を十分に視野に入れる必要がある。児童への危害を妨げるよう設計された保護的な法律の増加が、実際には危害を作り出しうる可能がある。児童自身が「セクスティング」のような大部分は意図せず十分な知識をもたない行為について、法律の矛盾に至った場合である。ひとつのアプローチは、性的搾取と性的虐待からの児童の保護について、ランサローテ協定 ( the Council of Europe Convention ) が推奨するように、青少年の特別条項を含む法律を修正することである。
- ・ 国家青少年コミッショナー( National Children ' s Commissioner )を設立すること。人権に関する上院委員会は、国家児童委員の設立を求めている。児童委員は、児童の性的搾取を受けて、プログラムと政策を監視するべきであるとしている。

---

<sup>742</sup> unicef Canada, 「Child Safety Online」[http://www.unicef.ca/sites/default/files/imce\\_uploads//TAKE%20ACTION/ADVOCATE/DOCS/Child\\_Safety\\_online\\_Global\\_challenges\\_and\\_strategies.pdf](http://www.unicef.ca/sites/default/files/imce_uploads//TAKE%20ACTION/ADVOCATE/DOCS/Child_Safety_online_Global_challenges_and_strategies.pdf) ( 基準日2014年12月1日 )

#### (e) 青少年犯罪正義法 (The Youth Criminal Justice Act)

青少年犯罪正義法 ( Youth Criminal Justice Act : YCJA )<sup>743</sup>は、刑事犯罪を犯した12歳以上、18歳未満の少年を対象としている。カナダの1世紀以上にわたる少年法として、青少年非行法( the Juvenile Delinquents Act : 1908-1984 )、青年犯罪法( the Young Offenders Act : YOA : 1984-2003 )及び青少年犯罪正義法 ( the Youth Criminal Justice Act : YCJA : 2003 ~ 現在 )の三つが存在した。この内、YCJAに関して、2012年に議会で一連の改正が可決された。また、2012年、カナダ政府は安全なコミュニティ法 ( Safe Streets and Communities Act )として知られる新法を可決し、YCJAに対して重要な改正を行った。これらの改正は、2012年10月23日に施行されたが、少年司法制度の凶悪な暴力犯や再犯者の取扱いを強化するために行われた。

### (2) インターネット上の違法・有害情報に対するフィルタリング等の閲覧防止策

#### ア 閲覧防止策の動向

インターネットの有害・違法コンテンツから子供を守るために様々な方法が利用されており、インターネットを利用している子供や青少年はかなり監視されている。事実、自宅にコンピュータと18歳未満の子供を持つ両親の42%が、ペアレンタル・コントロールを活用している。

カナダにおいては、インターネットのコンテンツは特に規制されておらず、様々な組織が、両親や子供が自らを守ることを支援するためにアドバイスを行っている。例えば、青少年のネット上のリテラシー向上等を行っている非営利団体であるメディア・スマート ( Media Smart<sup>744</sup> ) が推奨しているインターネットの安全な活用用方法<sup>745</sup>として、一般的ではあるが、以下のよう点に注意すべきとしている。

- ・ ソフトウェアを最新の状態に保つ。
- ・ ワイヤレス・ルーターに破られにくいパスワードやパスフレーズを設定し、ルーターやワイヤレス・ネットワークを守り、家族以外の人間がアクセスできないようにする。
- ・ ファイアウォール管理を習得する。
- ・ ウィルス・マルウェア対策ソフトウェアを使用する。
- ・ 安全なウェブサイトの見分け方を習得する。

<sup>743</sup> <http://www.justice.gc.ca/eng/cj-jp/yj-jj/ycja-lsjpa/back-hist.html>

<sup>744</sup> 非営利団体 <http://mediasmarts.ca/>

<sup>745</sup> Media Smarts「サイバーセキュリティ消費者安全しあり」

<http://mediasmarts.ca/sites/mediasmarts/files/pdfs/tipsheet/Cyber%20Security%20Tip%20Sheet%20-%20Safe%20Surfing-EN.pdf>

- ・ 欲しくないものをブロックする。
- ・ クッキーを処分する。
- ・ プライバシー・ツールを利用する。
- ・ 立ち止まって、よく考えること。クリックや、フォームに記入する前に、目の前のものが本当に妥当なものであるか、自問する。
- ・ セカンド・オピニオンを参考にする。
- ・ 拡散しない。多くのウィルス等は、人々がそれを友人や同僚に転送するために大きな問題となっている。このような種類の攻撃に対し積極的な態度を取り、拡散させず自分のところでストップさせる。
- ・ 声を上げる。デマウィルスや詐欺を見かけた場合には、周囲の人々に注意をし、不正な事態が広がっていると警告を与える。こういった問題を指摘する人間が増えれば増えるほど、犠牲者を減らすことができる。
- ・ パスワードやパスフレーズを破られにくいものにする。
- ・ キャッシュ・メモリや履歴を消去してからログアウトする。
- ・ 餌に引っかかる。銀行や信用のある企業は、決してアカウント情報の送付を求める依頼を電子メール（e-mail）でしない。
- ・ 大勢の意見を参考にする。問題ウェブサイトや企業、個人を特定する、ユーザーが作成したリストや議論を活用すること。
- ・ 限度を設定する。

#### イ 行政措置

カナダでは、インターネットのコンテンツは特に規制されていない。しかし、政府は「インターネット上の違法で不快なコンテンツに対する戦略：安全で賢明、責任あるインターネット利用の奨励（the Strategy on Illegal and Offensive Content on the Internet : Promoting Safe, Wise and Responsible Internet Use）<sup>746</sup>」を策定した。そして、2002年9月に、公共オンライン報告サービスのCybertip.ca<sup>747</sup>がカナダ政府、警察当局、民間セクター、非営利グループによって開始された。Cybertip.caは、人々が違法なインターネットコンテンツや児童のオンライン性的搾取を報告することができる「国家的なホットライン」である。その目的は、インターネットを通じた性的搾取から児童を守り、自身の子供に対するインターネットの安全性を高める情報、支援、資源をカナダ人に提供することである。

---

<sup>746</sup> 「Strategy on Illegal and Offensive Content on the Internet: Promoting Safe, Wise and Responsible Internet Use」 <http://www.cata.ca/files/PDF/caip/Big-Members-brochure.pdf> (基準日 2014年11月28日)

<sup>747</sup> <https://www.cybertip.ca/app/en/>

### (3) インターネット上の情報の分類（レイティング・ゾーニング等）

カナダではインターネットのレイティング・ゾーニングは存在しない。

### (4) ウェブサイト運営者に対するガイドライン

#### ア ウェブサイト運営者に対するガイドラインの有無

1996年に設立されたカナダ・インターネット・プロバイダー協会（Canadian Association if Internet Providers : CAIP<sup>748</sup>）の役割は、カナダと海外の相互の関心事項に対する共同的、協力的な方策によって、カナダにおいて健康的で競争力のあるインターネット・サービス産業の成長を促すことである。

CAIPの会員は、商用ISP並びに間接的に関連のある企業から構成されている。

CAIPの目的の一つは、カナダのISP業界に影響のある公共政策と規制問題（アクセス、著作権、プライバシー及びセキュリティー問題、インターネット・ショッピング・ガイドライン等）を尊重しながら業界の効果的な権利擁護を行うことである。

その一環として、CAIPはプライバシー規約<sup>749</sup>を1996年10月に策定し、公表している（2000年11月7日に改正）。それは、プライバシーが会員にとって非常に重要であり、会員のユーザーのプライバシーを尊重して保護し、更に法で定められている場合のみ警察当局に個人情報を開示すると記述している。プライバシーの原則として以下の10原則を謳っている。

原則 1 - 説明責任

原則 2 - 個人情報の目的特定

原則 3 - 同意の獲得

原則 4 - 個人情報収集への制限

原則 5 - 個人情報の使用、開示、保持への制限

原則 6 - 個人情報の正確な保持

原則 7 - 個人情報の保護

原則 8 - ユーザーが利用可能な方針と手続きに関する情報作成

原則 9 - 個人情報へのユーザーのアクセス

原則 10 - 苦情と意見の処理

<sup>748</sup> <http://www.cata.ca>

<sup>749</sup> 「CAIP Privacy Code」 <http://www.cata.ca/communities/caip/codeofconduct/privacycode.html>（基準日 2014年11月28日）

#### イ ウェブサイト運営者とコンテンツ掲載者、フィルタリング提供事業者等に対する係争処理方法（民事紛争事例の有無、紛争の場合の係争処理の担当官庁）

カナダではコンテンツが特に規制されていないため、紛争が起きた場合には、内容に応じて、カナダ司法省、カナダプライバシー委員会( OPC )、カナダ通信委員会( CRTC )のいずれかに連絡することができる。

カナダでは、規制が明確でないにもかかわらず、カナダ国外でホスティングされているコンテンツを選別しようとした例がある。

2006年8月に、カナダの人権弁護士リチャード・ワーマン (Richard Warman) は、カナダの外でホスティングされている2つのヘートスピーチウェブサイトへのアクセスをカナダのISPがブロックする許可を求めてCRTCに申請した。CRTCはこの申請を拒否したが、その判断として、CRTCは、コンテンツのブロックをカナダのISPに命令はできないが、ISPが自らブロックすることを行うことに対しては認めることができるとのことであった。その理由として、CRTCは「この権限はまだ検討の余地があるから」としている。しかし、2009年のオンタリオ州裁判所での判決で、リチャード・ワーマンは、あるウェブサイトにその匿名の寄稿者の8人の身元を開示するよう命令を受けることに成功した。この判決は、被告によって控訴された。法廷が依拠している規則は、オンタリオ州の民事訴訟の開示規則についての一般的な義務だったが、このような状況に適用される目的では書かれていなかった。従って、オンライン上の言論への裁判所の関与状況は不明のままである。

#### (5) 青少年に対して危険性があるインターネット上の情報についての相談や苦情受付（窓口）等

##### ア 関連するニュース、トピック

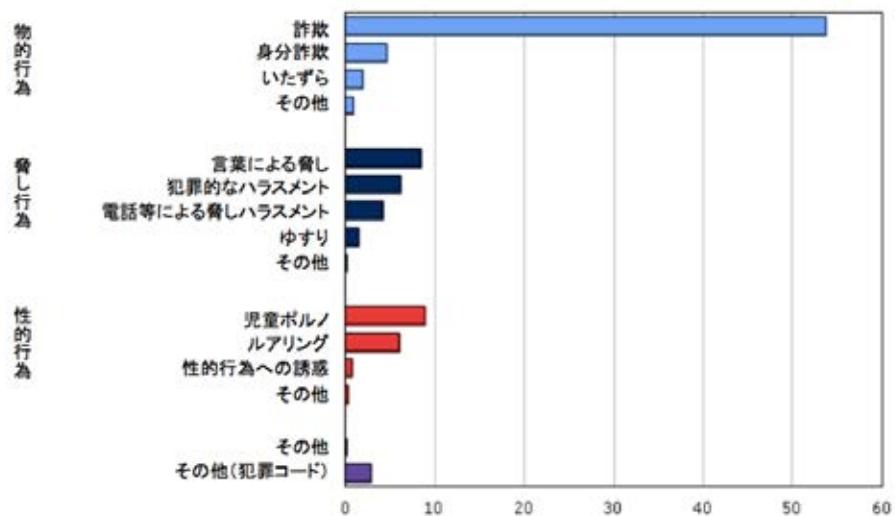
2012年には、9,084件のネット犯罪事件が警察より報告されている<sup>750</sup>。これは10万人の人に対し33件のネット犯罪事件が起きたことを意味する。

最も一般的なネット犯罪は詐欺であり、2012年に警察より報告された全てのネット犯罪の半分以上 ( 54% ) を占めている。脅迫は20%を占め、性的ネット犯罪は16%であった。

---

<sup>750</sup> 「Police-reported cybercrime in Canada, 2012」  
<http://www.statcan.gc.ca/pub/85-002-x/2014001/article/14093-eng.pdf> ( 基準日2014年12月1日 )

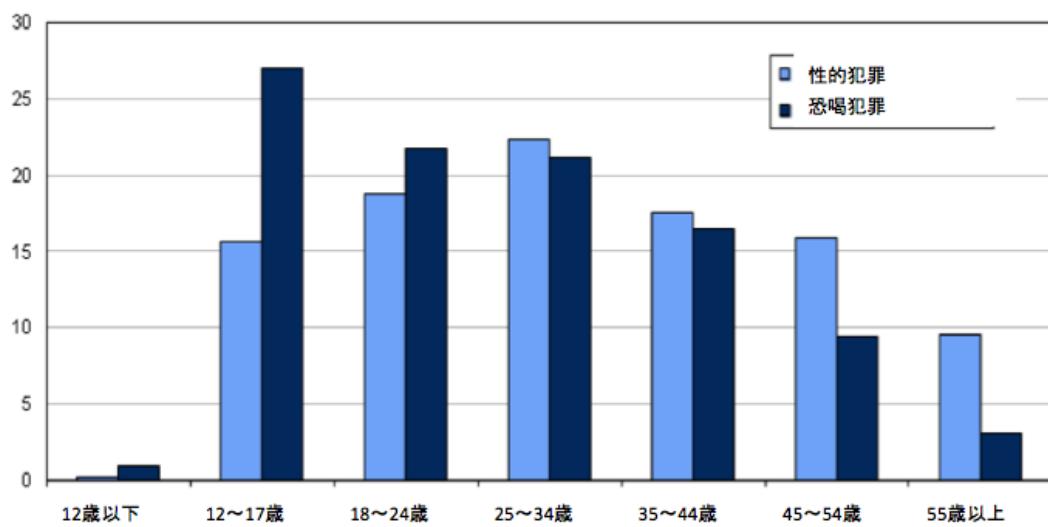
図 196 カナダにおける警察に報告されたネット犯罪（単位：%）



(出典:カナダ統計局 2012年統計)

警察で確認されたネット犯罪の被害者は、若い傾向にある。2012年には、警察によって報告されたネット犯罪被害者の42%が18歳未満であった。ネット犯罪に絡む性的暴行の被害者のほとんど（96%）が18歳未満で、その内10%の被害者は12歳未満であった。

図 197 カナダにおけるネット犯罪被害者の年齢分布（単位：%）



(出典:カナダ統計局2012年統計)

## イ 相談、苦情の傾向

前項参照。

## ウ 行政による受付窓口

2002年9月、公共のオンラインレポートサービスであるサイバー・チップ(Cybertip.ca<sup>751</sup>)がカナダ政府、警察機関、プライベートセクター、非営利組織によって開始された。Cybertip.caは「国情報ライン」で、一般の人が非合法なインターネットコンテンツやオンライン上の児童の性的搾取を報告できる。そしてインターネットを通した性的搾取から児童を守り、カナダ人に情報やサポートや資料を提供して子供のインターネットの安全性を改善することを目的としている。

Cybertip.caは、カナダ児童保護センターにより運営され、Cybertip.caの任務は子供をオンライン上の性的搾取から次のように守ることである。

- ⌚ 一般人から潜在的に非合法なデータについての情報並びにオンラインでの性的搾取に関する行動を受け取り調査すること、そして関連のある手がかりを適切な警察機関と児童福祉機関に参考させること。
- ⌚ 一般の人に情報と他の資料並びにサポートと照会サービスを提供し、カナダ人がインターネットを使っている間に自分と家族の安全を守る手助けをすること。

平均してCybertip.caは、1ヶ月に2,000以上のレポートと75,000ページの意見を受けている。カナダ刑法に違反すると思われる案件に関するすべてのレポートは、調査のために警察に送られる。潜在的に保護の必要がある児童に関するどんな情報も、適切な児童福祉機関に送られる。

Cybertip.caは、カナダ政府、州政府パートナー並びに民間セクターのスポンサーから資金援助を受けており、更に個人的な寄付を希望する市民からの寄付も受けている。

## エ 民間、団体による受付窓口

相談・苦情の最初の手段としては、ISPやカナダ・インターネット・プロバイダー協会(CAIP<sup>752</sup>)に連絡することである。ISPの多くはコンテンツを限定する利用規定を定

<sup>751</sup> <https://www.cybertip.ca/app/en/>

<sup>752</sup> <http://www.cata.ca>

めている。また、CAIPの行動規範にはメンバーは違法コンテンツを扱わないということが述べられている。

#### 4 青少年のインターネット利用環境に関する保護者団体、民間団体及び事業者の取組み

##### (1) 行政によるインターネット利用環境の整備に対する支援策

ア 主要な関連公益法人並びに民間事業者

(a) 政府、州政府等

カナダ政府は、各種の関係部門、機関との連携を通じて、多面的なアプローチの利点を理解しており、各分野における防止、知識開発、利害関係者の関与に関するプログラムを開発してきた。これらのプログラムは、カナダ連邦警察（RCMP）、カナダ公衆衛生当局、全国犯罪防止センター（NCPC）、カナダ公安とカナダ裁判を通じて、又はこれらの支援を受けて運営されている。異なる分野間の連携の例として、RCMPのWITS（Walk Away, Ignore, Talk it Out, Seek Help- 立ち去る、無視する、話し合う、助けを求める）プログラムがある。同プログラムは、ピクトリア大学、PREVNet(Promoting Relationships and Eliminating Violence Network - 関係促進と暴力排除ネットワーク)、ロックソリッド財団（ピクトリア州の犯罪防止非営利組織）の連携によって開発された。また、NCPCは、青少年の暴力に関して同センターが出資する数多くのプロジェクトを通じて、ネットいじめや、いじめの対策も行っている。例えば、教育に関しては、NCPCはいじめ対策の出版物を数多く作成してきた。また、連邦政府の補助金は、カナダ児童保護センターにおける教育プログラムを支援している。これらの部門や機関の多くはアウトリーチ活動にも参加しており、すべての利害関係者との相談や交流を確実に行えるようにしている。

多くの州と地域がいじめやネットいじめに対して、同様のアプローチを取っており、問題行動の原因へと焦点をあてる各種プログラムを通じて、この問題への対処が効果的にできることを理解している。例えば、2004年以降、マニトバ州は安全学校憲章を設定し、これは州の学校すべてに対して、学童をいじめ、虐待、差別、そしてその他の反社会的行動から守るために行動規範を要求するものである。

ブリティッシュコロンビア州は、ERASE (Expect Respect and a Safe Education - 尊敬と安全な教育を求める) 対策を2012年に発表した。これは包括的かつ多角的なアプローチであり、学校におけるポジティブな精神衛生と健康を推進し、いじめや暴力的